**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にビルクリーニング科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対する短期課程の普通職業訓練に関する基準については、なお従前の例によることができる。

（技能検定に関する経過措置）

**第三条**　この省令の施行前に第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合格した者は、第一条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）の適用については、新規則別表第十一の四の検定職種の欄に掲げるビルクリーニングに係る一級の技能検定に合格した者とみなす。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　この省令の施行前に旧規則第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合格した者は、第二条の規定による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の適用については、新規則別表第十一の四の検定職種の欄に掲げるビルクリーニングに係る一級の技能検定に合格した者とみなす。

**○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号**

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「独立行政法人水資源機構法施行令」の下に「（以下この条において「機構法施行令」という。）」を加える。

第六条の表利根導水路建設事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 利根導水路建設事業 | 利根大堰（ぜき） | 農林水産大臣及び国土交通大臣 |
| | 合口連絡水路 | 農林水産大臣 |
| | 武蔵水路（大分水工から上星川伏越までの区間に限る。） | 国土交通大臣 |
| | 秋ヶ瀬取水堰（ぜき） | 厚生労働大臣及び経済産業大臣 |
| | 朝霞水路 | 厚生労働大臣 |

第六条の表武蔵水路改築事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 武蔵水路改築事業 | 武蔵水路（大分水工から上星川伏越までの区間に限る。） | 国土交通大臣 |

第六条の表豊川用水二期事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 豊川用水二期事業 | 豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。） | 厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 |
| | 豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。） | 厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 |

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**○経済産業省令第四十五号**

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十四条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）に係る部門別収支の整理等（第二条―第五条）
第三章　沖縄電力株式会社に係る部門別収支の整理等（第六条）
附則

**第一章**　総則

**第一条**　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「小売料金算定規則」という。）及び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）において使用する用語の例による。

**第二章**　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）に係る部門別収支の整理等

（部門別収支の整理等）

**第二条**　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

2　事業者は、別表第一6.（9）に規定された他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）に係る基準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3　第一項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。